

富山県障害者施策推進協議会等の概要及び根拠法令について  
 (富山県障害者施策推進協議会・自立支援協議会・障害者差別解消協議会)

○各協議会の役割と機能等

区分	富山県障害者施策推進協議会	富山県自立支援協議会	富山県障害者差別解消協議会
根拠法令	障害者基本法による審議会 ・障害者基本法第36条 ・富山県障害者施策推進協議会条例	障害者総合支援法による県実施事業 ・障害者総合支援法第89条の3 ・富山県自立支援協議会設置要綱	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例による県実施事業 ・障害者差別解消条例第24条 ・富山県障害者差別解消協議会設置要綱
目的	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視、障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、富山県障害者施策推進協議会を設置するもの。	県内における障害者及び障害児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関、関係団体等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、富山県自立支援協議会を設置するもの。	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例に基づき、障害を理由とする差別解消の取組みを効果的かつ円滑に行うため、富山県障害者差別解消協議会を設置するもの。
委員構成	以下に掲げる者のうち20人以内で組織する。 ①市町村の長 ②県及び関係行政機関の職員 ③学識経験のある者 ④障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者	障害者施策推進協議会の委員をもって充てる。	障害者施策推進協議会の委員をもって充てる。
協議内容	①障害者に関する総合的かつ計画的な推進に必要な事項の調査審議 ②障害者に関する施策の推進に必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議	①相談支援体制の構築に関すること ②相談従事者等の人材育成・研修に関すること ③専門的分野における支援方策に関すること ④障害福祉計画の進行管理及び評価に関すること ⑤障害者総合支援法の円滑な施行に関すること	①障害を理由とする差別解消の推進のための情報共有 ②障害を理由とする差別解消の取組みに関する協議